

(別記6)

## 種ばれいしょの新産地形成支援事業

### 第1 事業の内容

本事業は、種ばれいしょの安定供給体制を確立するために、次に掲げる新たな種ばれいしょ産地の形成や既存の種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に向けた取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 種ばれいしょ産地の形成

新たな種ばれいしょ産地の形成の取組又は既存の種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に向けた取組を支援。

#### 2 種ばれいしょ生産の開始

新たな種ばれいしょ産地で種ばれいしょの生産を開始するために必要な経費を支援。

#### 3 農業機械等の導入

新たな種ばれいしょ産地における種ばれいしょ生産の開始又は既存の種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に必要な農業機械等の導入を支援。

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会

(5) 民間事業者

(6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

(7) 農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすもの

ア 農業者又は農業者の組織する団体及び実需者を必須の構成員とすること。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアムの代表者、意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法等を明確にしたコ

ンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（8）農業者であって、以下のいずれかの条件を満たすもの

ア 生産する種ばれいしょの提供を受ける農業者を2戸以上特定できること。

イ 本事業で作成する種ばれいしょ生産・販売計画の期間中に種ばれいしょを2戸以上の農業者に提供することが確実と見込まれること。

（9）第1の1の取組のうち既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立の取組については、種ばれいしょの生産を効率的かつ安定的に行う体制として、事業実施年度内に法人化や機械利用組合等の組織化を行う者又は法人や機械利用組合等を既に設立した者であって種ばれいしょ生産体制の改善に取り組む者を対象とする。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるものほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の3の取組を行う場合は受益戸数が2戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（3）は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

（1）新たな種ばれいしょ産地の形成の取組を行う場合

事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）等として合格した種ばれいしょを供給すること。

（2）既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立の取組を行う場合

次に掲げる目標から1つ設定することとする。

- ・事業実施地区における種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加

- ・事業実施地区における種ばれいしょの販売額を3%以上増加

### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 4 必須要件

#### (1) 新たな種ばれいしょ産地の形成の取組

ア 本事業の実施に当たっては、種ばれいしょ生産者、実需者及び都道府県を必須構成員とする協議体を設置し、産地体制の構築に向けた検討や取組の運営・推進を行うものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょ生産・販売計画を作成するものとする。また、当該計画には、種ばれいしょ生産者と実需者が協議体に参加していることを記載することとし、事業を実施した新たな種ばれいしょ産地で生産される種ばれいしょの概ね半数以上が種ばれいしょ生産者以外の農業者又は実需者に供給されること（いわゆる自家採種が生産の主目的とならないこと）。

なお、令和6年度補正予算「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」の別記6の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・販売計画の期間を本事業計画の期間とすることができます。

ウ 第1の2、第1の3及び別記26の取組を行う場合は、本事業の実施前に、種ばれいしょ生産者及び実需者と合意形成の上、種ばれいしょ生産・販売計画を作成し、事業実施計画書と併せて当該計画を提出するものとし、当該計画に基づいて実施するものとする。

なお、令和6年度補正予算「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」の別記6の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・調達計画の期間を本事業計画の期間とすることができます。

#### (2) 種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に向けた取組

ア 本事業の実施に当たっては、種ばれいしょ生産者、実需者等の関係者が参画した協議体等を設置し、地域における種ばれいしょの持続的生産体制の確立や改善に向けた検討、技術実証の検証・分析等に取り組むものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む3年間の持続的種ばれいしょ生産体制確立計画を作成するものとする。また、当該計画には、種ばれいしょ生産者と実需者が協議体に参加していることを記載するものとする。

ウ 第1の3及び別記26の取組を行う場合は、本事業の実施前に、種ばれいしょの持続的生産体制の確立に向けた地域関係者の意見を聴取り、合意形成した上で、持続的種ばれいしょ生産体制確立計画を作成し、事業実施計画書と併せて当該計画を提出するものとし、当該計画に基づいて実施するものとする。

エ 事業申請時に種ばれいしょ生産の法人化や機械利用組合等の組織化を行って

いない者は、本事業の実施年度内に法人や機械利用組合等を設立することとする。ただし、やむを得ない事由により事業実施年度内に法人化等ができなかつた場合は、目標年度までに法人化等を終えるものとする。

オ 事業の評価時に種ばれいしょの持続的生産体制の確立に関する報告書を提出するものとする。

(3) 種ばれいしょ生産の開始

ア 本取組は新たな種ばれいしょ産地の形成の取組を対象に実施するものとする。

イ 本取組を行った事業実施主体は、事業実施年度を含む5年間、原則として種ばれいしょの作付面積をおおむね同程度の規模で維持又は生産開始時の作付面積よりも拡大することとする。ただし、事業実施年度に種ばれいしょの作付けを行わない場合は、種ばれいしょの生産開始年度を含む5年間を対象の期間とする。

#### 第4 補助対象経費、補助率等

##### 1 種ばれいしょ産地の形成

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、新たな種ばれいしょ産地の形成及び既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立に要する次の経費のうち、別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

ア 種ばれいしょ産地の形成に向けた検討会や協議体の運営等に係る経費

イ 技術研修及びマニュアル等の作成に係る経費

ウ 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、肥料や農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費  
なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得する事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 土壤や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費

(2) 補助率は10／10以内とする。

(3) 補助対象となる取組は、種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号）第8条第2号の検査合格の基準（以下単に「検査合格の基準」という。）等の基準を満たす原種ほ及び採種ほの設置及び運営に向けた取組とする。

(4) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物につい

て、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等ができるものとする。なお、この場合、（1）のウに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものとの補助率を1／2とする。

## 2 種ばれいしょ生産の開始

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、新たな種ばれいしょ産地の形成に取り組むに当たり、種ばれいしょの新規作付けに伴って、追加的に必要となる種いも切断作業や場見回り作業などの労働費、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産は場は、検査合格の基準等の基準を満たす原種ほ及び採種ほとし、また、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積のうち前年度からの增加分とする。

なお、補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる面積とする。

- (3) 補助率は、10a当たり20,000円とする。
- (4) 本取組は、指定種苗等として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。

## 3 農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、種ばれいしょ生産に資する農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。
- (2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。
- (3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とlt;gt;することができるものとする。
- (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- (6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
  - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
  - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
  - ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

## (7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

### ア 導入及びリース導入共通の留意事項

- (ア) 導入等を行う農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者の数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。
- また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
- (イ) 導入等を行う農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (エ) 導入等を行う農業機械等について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず2戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家を募ること等により、2戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
- (キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入又はリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。
- ※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
- ※ なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。
- (ケ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務

次官依命通知) の定めるところによる。

#### イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数  
十年間管理費

- c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

#### ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年末満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

- (イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）×助成率（1／2以内）

- (ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

- (エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購

入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

4 実施要領第6の3に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象と/or ができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 北海道において本事業を実施する場合は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。
  - ・種ばれいしょ生産を開始してから5年以内（生産実績の無い場合も含む）の農業者が種ばれいしょ生産の取組主体となる場合であり、かつ、その農業者が生産した種ばれいしょの提供を受ける農業者又は実需者がいること（令和6年度補正予算「畑作物产地生産体制確立・強化緊急対策事業」の別記6の取組について事業計画の承認を受けた者を除く。）。
  - ・複数戸の種ばれいしょ生産者による作業の共同化を含む省力化に向けた取組であること。
  - ・既に設立された法人や機械利用組合等における種ばれいしょ生産体制の改善の取組であること。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、種ばれいしょの安定供給体制の確立に向けた取組を継続することとする。